

10月から市民の皆さん一人ひとりに

マイナンバー（個人番号）

が通知されます



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

政策課 ☎63・6303

平成25年5月に「行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律」が成立

し、マイナンバー制度（社会保障・

税番号制度）が導入されることにな

りました。

◆マイナンバー（個人番号）とは

国民一人ひとりが持つ12桁の番

号のことです。原則として一度指

定されたマイナンバーは生涯変わ

りません。

10月から順次、マイナンバーを

通知するための「通知カード」が

市役所から住民票を有する市民の

皆さんに送付されます。

◆マイナンバー導入による3つの

メリット

① 行政の効率化

行政機関や地方公共団体での

事務作業の効率化が図られます。

② 国民の利便性の向上

各種申請時の添付書類の削減

など行政手続が簡略化されます。

③ 公平・公正な社会の実現

給付金などの不正受給を防止

し、本当に困っている方にきめ細

かな支援を行うことができます。

ります。

◆市民の皆さんは、行政機関や民

間企業などへのマイナンバーの

告知が必要となります。

年金・雇用保険・医療保険の手續

生活保護・児童手当その他福祉の

給付、確定申告などの税の手續など

で、申請書などにマイナンバーの

記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手續では、

事業主や証券会社、保険会社が

個人に代わって行う場合もありま

す。その際には、勤務先や証券会社、

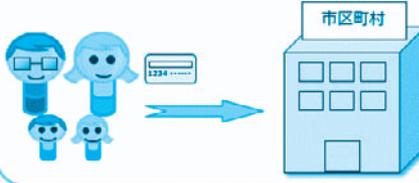
保険会社などの金融機関にもマイ

ナンバーの提示を求められること

となります。

マイナンバーは、 例えば次のような場面で使います

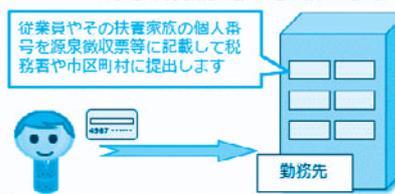
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します



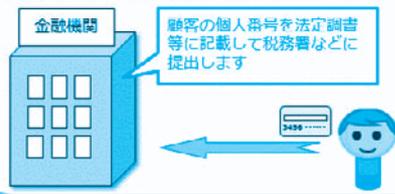
厚生年金の裁定請求の際に年金事務
所にマイナンバーを提示します



勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します



証券会社や保険会社等にマイナンバー
を提示し、法定調書等に記載します



◆マイナンバー制度に関する お問い合わせ

- ・コールセンター
(全国共通ナビダイヤル)
*通話料がかかります。

【日本語窓口】

☎0570-20-0178

【外国語窓口】

☎0570-20-0291

平日 9時30分～17時30分
(土日祝日・年末年始を除く)

- ・マイナンバー制度に関するホーム
ページ (内閣官房)

マイナンバー

検索